

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年11月13日

【会社名】

株式会社旅工房

【英訳名】

TABIKOBO Co. Ltd.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 小林祐樹

【本店の所在の場所】

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】

03-5956-3044

【事務連絡者氏名】

執行役員 田村健二

【最寄りの連絡場所】

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】

03-5956-3044

【事務連絡者氏名】

執行役員 田村健二

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社旅工房大阪支店

(大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該事象の発生年月日

2025年11月13日

2. 当該事象の内容

特別損失の計上

当社は、2025年6月5日付で公表した「雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の受給に関する特別調査委員会設置のお知らせ」に記載のとおり、過年度に受給した雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金について、受給申請の内容に関し精査を要する疑義を解明するため、特別調査委員会による調査を進めてまいりました。その結果、2025年8月29日に調査報告書を受領し、当社が受給した雇用調整助成金が不正受給であると認定されました。当該調査に関連して発生した調査費用等のうち、今後支払いが見込まれる費用等については、特別調査費用等として27,363千円を2026年6月期第1四半期の個別財務諸表および連結財務諸表に特別損失として引当計上いたしました。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、今後支払いが見込まれる費用等について、特別調査費用等として27,363千円を2026年6月期第1四半期の個別財務諸表および連結財務諸表に特別損失として引当計上いたしました。